

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領

制定：平成 27 年 8 月 31 日付け林業第 969 号

改正：平成 27 年 12 月 8 日付け林業第 1601 号

改正：平成 29 年 4 月 27 日付け林業第 245 号

改正：平成 30 年 4 月 16 日付け林業第 407 号

改正：平成 31 年 4 月 23 日付け林業第 205 号

改正：令和 2 年 5 月 19 日付け林業第 315 号

改正：令和 3 年 3 月 29 日付け林業第 2130 号

改正：令和 4 年 7 月 6 日付け林業第 640 号

改正：令和 5 年 9 月 6 日付け林業第 1256 号

第 1 趣旨

この要領は、県産木材の利用を拡大するため、民間木造住宅の新築費用の一部の支援等により、民間住宅等の木造化を推進するとともに、自治会公民館等の木造化や公共施設等における県産木材を使用した木製品の整備、県産木材の多角的利用を図る取組等により県産木材の利用推進を図ることを目的とする。

第 2 関係法規

事業の実施については、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 箇年とする。

第 4 事業の内容等

事業の内容及び採択基準については、別紙 1 のとおりとする。

第 5 事業計画等の作成

- 1 市町長及び一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「市町長等」という。）は、別紙 1 に掲げる事業を開始する前に事業実施計画承認申請書（様式第 1 号）及び別紙 3 を事業主体毎に作成し、知事へ提出するものとする。ただし、家具・木製品開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及び J A S 認証取得費用の支援については、別に定める募集要項の提案書等の提出をもって、事業実施計画書が提出されたとみなすものとする。
- 2 知事は、前項に基づき事業実施計画承認申請書の提出があった場合は、市町長等が作成する事業の実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、市町長等から提出された事業実施計画承認申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。ただし、家具・木製品開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及び J A S 認証取得費用の支援については、補助事業者の決定通知をもって承認したとみなすものとする。
- 3 市町長等は、別紙 2 に掲げる事業実施計画承認申請書の重要な変更については、変更事業実施計画書（様式第 1 号の附表 1～4）を作成し、要綱第 6 条第 2 項に係る変更承認申請書に添付するもの

とする。ただし、家具・木製品開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及びJAS認証取得費用の支援については、別に定める募集要項の変更提案書等を添付するものとする。

第6 補助

県は、予算の範囲内において、第4に掲げる経費に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 事業実施上の手続

1 木造住宅の新築

- (1) 施主は民間住宅の木造化に係る補助を申し込む場合は、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量を一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「木材協会長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 施主は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

2 リフォーム

- (1) 施主はリフォームに係る補助を申し込む場合は、県産木材予定面積（現し）及び事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。
- (2) 施主はリフォーム完了後、県産木材面積（現し）及び合法木材の証明並びに県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

3 展示効果の高い施設の木質化

- (1) 建築主は展示効果の高い施設の木質化に係る補助を申し込む場合は、木材予定使用量及び県産木材予定使用量並びに事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。
- (2) 建築物が新築される場合を除き、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用し、請負契約等を締結しなければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合は、変更の請負契約書等を締結し、その旨、木材協会長に報告しなければならない。
- (3) 建築主は施設完成後、木材使用量及び県産木材使用量及び事業費が分かる資料、合法木材の証明及び県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

4 木塀の整備

- (1) 施主は木塀に係る補助を申し込む場合は、県産木材予定量及び施工延長並びに事業費が分かる資料を木材協会長に提出しなければならない。
- (2) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用し、請負契約等を締結しなければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合は、変更の請負契約書等を締結し、その旨、木材協会長に報告しなければならない。
- (3) 施主は木塀設置完了後、県産木材量及び施工延長並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

5 県産木材PR活動

資材等の見積もりを徴収する場合は、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

6 木造公共的施設整備

- (1) 事業主体は、作成した設計書等を市町長へ提出し、設計の審査を受けなければならない。
また、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量も併せて市町長に提出しなければならない。
- (2) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用し、請負契約等を締結しな

なければならない。なお、施工内容及び契約額に変更がある場合は、変更の請負契約書等を締結し、その旨、市町長に報告しなければならない。

- (3) 事業主体は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を市町長に提出しなければならない。

7 公共施設等の木製品の導入

- (1) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。
- (2) 補助対象は、県産木材のみを使用した木製品とするが、構造及び用途上、県産木材を使用できないものについては理由書を市町長に提出しなければならない。
- (3) 事業主体は木製品の導入後、合法木材の証明、県産木材の証明書を市町長に提出しなければならない。

8 家具・木製品開発の支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

9 木育活動の支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

10 県産木材のブランド化支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

11 J A S 認証取得費用の支援

別に定める募集要項により実施するものとする。

第8 事業の着手

事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知（以下「交付決定」という。）を受けた後に行うものとする。

ただし、木造住宅の新築、リフォーム及び展示効果の高い施設の木質化については対象外とする。

第9 事業の成工確認及び書類の審査等

1 木造住宅の新築、リフォーム、展示効果の高い施設の木質化、木塀の整備及び県産木材PR活動は次によるものとする。

- (1) 木材協会長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか成工確認を行うものとする。
- (2) 木材協会長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

ア 事業主体の完了が確認できる書類

イ 成工確認復命書等の写し

ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し

エ 完成写真又は活動状況写真

オ 成工確認状況写真

カ その他確認に必要な書類

- (3) 農林水産部林業課職員（以下「林業課職員」という。）は、木材協会長から請求書（概算払）及び実績報告書等が提出されたときは、書類の審査（必要に応じて現地調査）を行うものとする。

2 木造公共施設整備及び公共施設等の木製品の導入は次によるものとする。

- (1) 市町長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか成工確認を行うものとする。また、農林事務所は、市町長から要請があった場合には、市町長が適切かつ効率的な確認が実施できるよう、市町長の確認に立

会し、指導・助言を行うものとする。

- (2) 市町長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- ア 成工確認復命書等の写し
- イ 事業実施設計書（図面含む。）
- ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し
- エ 成工確認状況写真
- オ 完成写真
- カ その他確認に必要な書類

- (3) 農林事務所長は、実績報告書等が提出されたときは、書類の審査（必要に応じて現地調査）を行うものとする。

- 3 家具・木製開発の支援、木育活動の支援、県産木材のブランド化支援及びJ A S 認証取得費用の支援は次によるものとする。

- (1) 林業課長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び原則として行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか成工確認を行うものとする。

- (2) 林業課長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- ア 事業主体の完了が確認できる書類
- イ 成工確認復命書等の写し
- ウ 契約書、見積書、振込明細書等の写し
- エ 完成写真又は活動状況写真
- オ 成工確認状況写真
- カ その他確認に必要な書類

第10 関係書類の整備

事業主体の長は、別紙4に掲げる書類を整備しておくものとする。

第11 施設等の管理

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ）は、事業により設置した施設等については、事業の趣旨に即して適正に管理しなければならない。

ただし、木造公共的施設整備及び公共的施設等の木製品の導入以外の区分は対象外とする。以下同じ。

- 2 管理主体は、施設の管理状況等を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに努めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 施設の種類、構造、規模、形式、数量等
- (3) 施設の所在（設置場所）
- (4) 管理責任者
- (5) 利用者（使用者）の範囲
- (6) 利用方法（使用方法）に関する事項
- (7) 施設の保全及び償却に関する事項

(8) その他管理に必要な事項

- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2とし、やむを得ず耐用年数内に処分等をしようとする場合は、あらかじめ知事へ協議し、承認を得なければならない。

第12 事業看板等の設置

事業主体は、事業完了後遅滞なく、次のとおり事業看板等を設置しなければならない。

- (1) 展示効果の高い施設の木質化については、県産木材を使用した旨を施設の見やすい箇所に標示するものとする。
- (2) 木造公共的施設整備については、事業名や導入年度等を明らかにするための看板等を施設の見やすい箇所に設置するものとする。
- (3) 公共施設等の木製品の導入における学童用机・椅子以外については、県産木材を使用した旨を木製品に標示するものとする。

第13 書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類のうち、木造公共的施設整備及び公共的施設等の木製品の導入に係るものについては所轄農林事務所を経由して林業課へ提出することとする。

第14 補 則

この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年度の事業から適用する。
- 2 この要領は、平成27年12月8日から適用する。
- 3 この要領第4の別紙1の木造住宅の整備及び木造公共的施設整備の採択基準に掲げる「外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること」については、平成28年度の事業から適用する。
- 4 この要領は、平成29年度から適用する。
- 5 この要領は、平成30年度から適用する。
- 6 この要領は、平成31年度から適用する。
- 7 この要領は、令和2年度から適用する。
- 8 この要領は、令和3年度から適用する。
- 9 この要領は、令和4年度から適用する。
- 10 この要領は、令和5年度から適用する。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
1 木造住宅の新築	木造住宅を新築する場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する住宅の建築主とする。 (1) 県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。 (2) 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱（間柱を除く。）、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組（小屋束、棟木、母屋、垂木類）の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。かつ、内装又は外装又は内外装に県産木材を10㎡以上使用すること。 (3) 佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅であること。 (4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5) 補助住宅に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅であること。ただし、申し込み期限内に予定戸数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する住宅とする。 (6) さがの木の住まいコンクールに応募する住宅であること。 (7) 県税に未納がないこと。 (8) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
2 リフォーム	住宅又は非住宅をリフォームする場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する住宅又は店舗や事務所等の非住宅のリフォームの建築主とする。 (1) 県内に自ら又は家族が居住するための住宅（賃貸を除く。）、もしくは県内にある非住宅にかかるリフォーム（改築、増築、修繕、模様替え等）であること。ただし、以下については対象としない。 ・事業費が500千円未満の工事 ・公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事 ・新築工事 ・その他の補助制度を利用する場合等で、知事が対象リフォーム工事に含めることが適当でないと認める工事及び補助金の交付に含めることが適当でないと認める費用 (2) 内装又は外装又は内外装に県産木材を現しとして20㎡以上使用すること。 (3) 佐賀県産木材地産地消の応援団が施工又は設計する住宅等であること。 (4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5) 補助に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅等であること。ただし、申し込み期限内に予定戸数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する住宅等とする。 (6) 県税に未納がないこと。 (7) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
3 展示効果の高い施設の木質化	展示効果の高い施設の木質化に要する経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する展示効果の高い施設の木質化の建築主とする。 (1) 補助事業者が佐賀県内で運営又は管理する施設であること。 (2) 国及び地方公共団体以外の者が整備する施設であって、多くの人々が利用する展示効果の高い民間施設であること。 (3) 商業施設（店舗、コンビニエンスストア等）、飲食施設、観光施設（ホテル、旅館等）、金融機関、病院、幼稚園、保育園等の施設の内装又は外装又は内外装の木質化であること。ただし、以下については対象としない。 ・事務所や倉庫、作業場など利用者が特定の者に限られる施設 ・宗教的活動又は政治的活動の用に供する施設 ・公序良俗に反する使用に供する施設 ・公共工事の施工に伴う補償費の対象となる施設 ・その他知事が対象工事に含めることが適当でないと認める施設 (4) 当該補助事業の木質化に係る総木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用すること。 (5) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (6) 県産木材である旨を施設に標示すること。また、県が行う県産木材利用の普及を目的とした情報発信等の取組に協力すること。 (7) 県税に未納がないこと。 (8) 施設の内装又は外装又は内外装の木質化に係る他の補助制度を利用していないこと。